**合同会社○○○○　定款**

**第１章　総　則**

（商号）

第１条　当会社は、合同会社○○○○と称する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

　１．○○の製造販売

　２．○○の売買

　３．前各号に附帯又は関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を○県○市に置く。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告は、官報に掲載してする。

**第２章　社員及び出資**

（社員の氏名、住所、出資及び責任）

第５条　社員の氏名及び住所、出資の価額並びに責任は次のとおりである。

　　１．金○○万円　○県○市○町○番○号

　　　　　　　　　　有限責任社員　　○○○○

　　２．金○○万円　○県○市○町○番〇号

　　　　　　　　　　有限責任社員　　□□□□

（持分の譲渡）

第６条　社員は、他の社員全員の承諾があるときは、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができる。

**第３章　業務の執行及び会社の代表**

（業務執行社員）

第７条　社員○○○○及び□□□□を業務執行社員とし、当会社の業務を執行するものとする。

（代表社員）

第８条　当会社の代表社員は業務執行社員の互選によって定めるものとする。

**第４章　社員の加入及び退社**

（加入）

第９条　新たな社員を加入させるには、総社員の同意を要する。

（社員の相続及び合併）

第10条 社員が死亡し又は合併により消滅した場合には、当該社員の相続人その他の一般承継人は、当該社員の持分を承継して社員となることができる。

**第５章　計　算**

（事業年度）

第11条 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。

（計算書類の承認）

第12条 業務執行社員は、各事業年度終了日から3カ月以内に計算書類を作成し、総社員の承認を求めなければならない。

**第６章　附　則**

（最初の事業年度）

第13条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から令和○年３月３１日までとする。

（定款に定めがない事項）

第14条 この定款に定めのない事項については、会社法その他の法令の定めるところによる。

　以上、合同会社○○○○設立のため、社員○○○○及び□□□□の定款作成代理人である行政書士○○○○は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和○年○月○日

　　　　　有限責任社員　　○○○○

　　　　　有限責任社員　　□□□□

上記社員の定款作成代理人　行政書士　○○○○